



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL 06-6429-1301
塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL 06-6940-6421
川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL 072-767-7770
西宮支店：西宮市甲風園 1-10-8 /TEL 0798-78-7676
岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2 /TEL 078-982-4119
大阪支店：大阪市天満橋京町 3-5 /TEL 06-6948-5450

令和8年の改正を中心に年内にできることとして『iDeCo』『所得税』『贈与税』についてまとめました!!

12月から『iDeCo』（個人確定拠出年金）が大きく変わります

改正① 掛金上限額が引き上げ！

対象	現行（月額）	改正後（月額）
自営業者等	6.8万円※	7.5万円※
会社員・公務員等	2万円・2.3万円	6.2万円※
専業主婦（夫）等	2.3万円	変更なし

※自営業者等は国民年金基金の掛金・付加保険料との合算額、企業年金のある会社員等は企業年金等との合算額が上限です。

iDeCoの掛金は全額所得控除の対象となるため、上限額の引き上げにより、老後資金を準備しながら所得税・住民税の負担軽減も期待できます。

改正② 加入可能年齢が70歳未満まで拡大！

これまで原則65歳未満だった加入可能年齢が、一定の要件を満たす方は**70歳未満まで**に拡大されます。60歳以降も働く方などが、より長く掛金を積み立てられるようになります。なお、iDeCoは原則60歳から受け取りが可能です。60歳以降に加入した場合は、加入から5年間は受け取ることができませんので、ご注意ください。

★12月から増額したい方は早めに確認を！

改正後の上限額まで掛金を増やしたい場合、**掛金額の変更手続きが必要**です。手続き方法や期限は金融機関等によって異なります。12月分からの増額に向けた書面等による事前受付は**2026年10月30日まで**。増額を検討している方は、ご自身の金融機関の手続き方法・期限を早めに確認しておきましょう。

ふるさと納税

ふるさと納税は寄附額のうち**2,000円を超える部分**について、一定の上限まで所得税・住民税の控除を受けられます。年末が近づき今年の収入見込みが分かってきたら、**2026年分の控除上限額を確認して、12月31日までに寄附**しておきましょう。

※ワンストップ特例を利用する場合は、原則5自治体以内などの要件があります。

★今年のポイント

・2026年は所得税の基礎控除等が見直されています。昨年と同じ金額ではなく、**今年の所得・控除をもとに上限額を確認**しましょう。

・ふるさと納税サイトのシミュレーションを活用すると、控除上限額の目安を簡単に確認できます。

年内の贈与

祖父母等から子・孫への教育資金を一括贈与した場合の「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、**2026年3月31日**をもって終了しました。

一方、扶養義務者からの通常必要な教育費を、その都度直接負担する場合であれば原則として贈与税はかかりません。

年末に家族への資金援助を考える際は、単に現金をまとめて渡すのではなく、「何のために・いつ・どのように渡すか」を確認しておきましょう。

★年内にできること

お子様・お孫様への教育費や贈与を予定している方は、**贈与方法や税務上の取扱いを事前に確認**しておくと安心です。